

令和元年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

## 監査結果フォローアップ報告（令和元年度確認分）

### 1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

#### （参考）確認基準

区 分		内 容	摘 要	
A	是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
B	是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの		
C	是正・改善に取組中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・是正・改善に着手していると認められるもの</li> <li>・是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの</li> </ul>	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D	未取組	是正改善の取組みが認められないもの （改善も検討もしていないもの）	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	
E	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの</li> <li>・その他（監査対象から外れたもの等）</li> </ul>	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	

## 2 フォローアップの概要

平成27年度～平成30年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）行政監査及び包括外部監査の「指摘」・「意見」に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき確認するとともに、令和元年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

### （1）フォローアップの対象について

令和元年度において、指摘等となるものについては、翌年度においてフォローアップの対象となることから、本報告の対象から除外した。

### フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

（単位：件）

区 分	当 初 指 摘 等	R1フォ ローアッ プ対 象	R1確認結果							
			是正・ 改善済 A	是正・ 改善見込 B	R2フォローアップ対象			その他 E		
					是正・改善 に取組中 C	未取組 D	計 C + D			
H30 指摘等	定期 監査	普通会計	95	95	75	18	2	0	2	0
		公営企業会計	7	7	7	0	0	0	0	0
		小計	102	102	82	18	2	0	2	0
	行政監査		86	86	52	31	3	0	3	0
	包括外部監査		125	125	27	31	53	14	67	0
	計		313	313	161	80	58	14	72	0
H29 指摘等	定期 監査	普通会計	39	1	0	0	1	0	1	0
		公営企業会計	2	0	0	0	0	0	0	0
		小計	41	1	0	0	1	0	1	0
	包括外部監査		16	4	3	1	0	0	0	0
	計		57	5	3	1	1	0	1	0
H27 指摘等	定期 監査	普通会計	62	0	0	0	0	0	0	0
		公営企業会計	6	0	0	0	0	0	0	0
		小計	68	0	0	0	0	0	0	0
	包括外部監査		35	3	0	0	3	0	3	0
	計		103	3	0	0	3	0	3	0
合計( ~ )		473	321	164	81	62	14	76	0	

県税の収入未済や未利用地の処分等に係る指摘分は、定期監査で継続して措置状況の確認を行っているため対象から除く。

H28 指摘等はすべて是正・改善済であり、フォローアップ対象はなし。

( 2 ) 平成 30 年度指摘事項等分について

平成 30 年度指摘事項等の対象となった 313 件は、「是正・改善済」が 161 件、「是正・改善見込」が 80 件であった。今後のフォローアップの対象となるものは、72 件であった。

( 3 ) 平成 29 年度指摘事項等分について

平成 29 年度指摘事項等の対象となった 5 件は、「是正・改善済」が 3 件、「是正・改善見込」が 1 件であった。今後のフォローアップの対象となるものは、1 件であった。

( 4 ) 平成 27 年度指摘事項等分について

平成 27 年度指摘事項等の対象となった 3 件は、いずれも「是正・改善に取り組中」であり、引き続き今後のフォローアップの対象となる。

3 改善された事項の主な内容

融雪剤の購入及び管理について

(平成 30 年度定期監査(前期)普通会計「意見」)

〔内容〕

塩化カルシウム等の融雪剤は、道路に積雪、凍結等がある場合に散布するもので、県がこれを購入し、路線ごとにその散布を業者に発注している。

この融雪剤の購入・管理状況について確認したところ、

職員が納品時に現品確認をしておらず履行確認が適正ではない事例  
融雪剤の使用数量を記録していないため在庫数量が不明であるなどの  
管理が適正ではない事例

調達数量の積算根拠が不明確である事例、が認められた。

については、融雪剤の購入及び管理を適正に行うために履行確認、数量管理及び調達数量の積算方法についての事務処理要領等を示すべきである。

〔措置状況〕

道路維持課は平成 30 年 12 月 7 日付の通知により、

- 1 . 購入時の納品確認は、必ず職員 2 名以上で行うこと。
- 2 . 融雪剤の管理は、融雪剤管理簿を用いて適切に行うこと。
- 3 . 業者等への配布については、受渡書及び受領書を用いて行い、原本を道路管理者で保管し、コピーを業者保管とすること。
- 4 . 融雪剤の使用報告については、使用量報告書と職員が空袋確認を行うか、空袋写真を添付させ確実な履行確認を行うこと。
- 5 . 過剰な在庫保有とならないよう、在庫必要数量を明確にすること。  
を徹底し、適切に管理を行うこととした。

また、令和元年 5 月 16 日付で、全ての地方機関に、管理簿、受渡書、受領書及び使用量報告書の提出を指示し、管理状況の確認を行うとともに、同年 7 月 5 日の道路担当課長会議でも管理の徹底を再度指示した。

〔確認結果〕

通知後、管理が適切に行われているか各地方機関に調査を実施し、確実に管理ができるよう指示している。

#### 4 課題として残っている事項

##### 課題事項

区分	定期監査 (普通会計)	行政監査	包括外部監査	計
H30	2	3	67	72
H29	1	0	0	1
H27	0	0	3	3
計	3	3	70	76

課題として残っている事項は、定期監査（普通会計）の平成30年度2件、平成29年度1件、行政監査の平成30年度3件、包括外部監査の平成30年度67件、平成27年度3件の計76件である。

なお、課題の概要は下記のとおりである。

#### (1) 定期監査（普通会計）

平成30年度

##### [指摘 1件]

- ・漁港施設内において、長年にわたり不法占用状態が続いており解消されておらず、不法占用に係る占用料相当額について請求すべき

##### [意見 1件]

- ・県有施設・設備等の維持管理については、経済性・効率性・有効性を踏まえた計画的な修繕・整備を行い、適切な維持管理を行うべき

平成29年度 意見 1件

- ・県内の保健所における今後のX線撮影装置の整備（更新）にあたっては、経済性・効率性の観点から、十分に検討がなされるべき

#### (2) 行政監査

平成30年度 意見 3件

- ・自動車運転に関する服務規程等について、管財課において関係所属と必要な調整を行い、改正を検討すべき

- ・ 公用車の点検、整備等に係る契約事務の改善について、管財課が入札・契約事務マニュアル等において事例の紹介や解説を行うなど、一定の方向性を示すべき
- ・ 公用車の適切な日常点検の実施について、管財課が対象車両を明確にし、規程改正の内容を整合するように日常点検マニュアルを改訂すべき

### ( 3 ) 包括外部監査

平成 30 年度 指摘 56 件、意見 11 件 計 67 件

- ・ 債権管理条例を制定すべき
- ・ 長期収入未済債権を集約して管理する専門部署を創設することが望ましく、それが難しい場合は外部専門機関に委託することを検討すべき
- ・ 「債権の管理について」(総務部長通知)に規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべき
- ・ 法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべき
- ・ 債権者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべき など 67 件

平成 27 年度 指摘 3 件

- ・ 指定管理者の person 費の算定については、事務作業量によって積算されるべき
- ・ 指定管理者の業務に必要な person 費については、修繕費増加のリスクとして指定管理者に負担させるべきではなく、長崎県が負担するように最大限配慮すべき
- ・ 県営住宅の指定管理者の指定については、公募を行うべき